

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席した場合等の費用弁償として支給される宿泊料の額を増額することとした。（第8条関係）
- 2 施行期日等
 - （1）この条例は、令和5年11月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）